

相続財産としてのマンションの通達評価と個別評価 (下)

——評価手法の濫用的行為に対する最高裁の態度——

酒 井 克 彦

Evaluation by Regulation and Individual Evaluation of Condominiums as Inherited Property (Vol.2): Supreme Court's Attitude toward Abuse of Evaluation Techniques

Katsuhiko SAKAI

Tax equality, as required by the Constitution, does not allow taxation based on circulars.

Although the Inheritance Tax Law stipulates that the valuation of property is based on "market value," there is no definition of "market value." The National Tax Agency has indicated the evaluation method of "market value" in the notification. The public accepts the evaluation method according to the notification, and the evaluation method is established socially.

Under such circumstances, the Supreme Court ruling on April 19, 2020 indicated a ruling that recognizes an evaluation method that is not an evaluation method according to the notification.

This study analyzes the theoretical composition of the Supreme Court decision and examines the impact of the Supreme Court decision on practice.

Key Words : 最高裁令和4年4月19日第三小法廷判決, 相続税法22条, 時価, 財産評価基本通達, 総則6項, 租税平等主義, 租税法律主義, スコッチライト事件, りそな銀行事件, 権利濫用法理, 通達, 公知の事実

4 本件における「事情」

(1) 本件における二つの均衡問題

本件では、約13億8,000万円で購入した不動産を財産評価基本通達に従って評価すると、約3億3,000万円と評価できるという点を利用した租税負担の軽減行動が問題となった。相続税負担の節税行動として、あえて金融機関から借入れをし、それを一部原資として不動産の購入がなされたという点が、次のような事実認定から裏付けられている。すなわち、前述のとおり、本件被相続人は本件甲不動産の購入に当たって、U信託銀行から6億3,000万円を借り入れており、同銀行がその際に作成した貸出稟議書の採上理由欄に「相続対策のため不動産購入を計画。購入資金につき、借入の依頼があったもの。」との記

載があること、及び本件乙不動産の購入に当たっては同信託銀行から3億7,800万円を借り入れているが、同銀行がその際に作成した貸出稟議書の採上理由欄に「相続対策のため本年1月に630百万円の富裕層ローンを実行し不動産購入。前回と同じく相続税対策を目的として第2期の収益物件購入を計画。購入資金につき、借入の依頼があったもの。」との記載があるという点が認定されている。

国税当局が行う実地の税務調査によって金融機関調査が展開されることは少なくなく、また、当局が貸出稟議書を確認することはいわば一般的な調査手法である。金融機関としても内部的な処理のために記録を残す必要があり、かかる貸出稟議書に「相続対策」などとする表現が用いられることも決して例外的なものではなく、むしろ多くの事例で認められるところでもある。

かような事実認定の下で、このような取引がなされたものであり、いわば一般的に行われている評価通達を使ったオーソドックスな節税手法であるともいえない。そうであるとすると、かかる取引がなぜ本件最高裁判決がいうところの「看過し難い不均衡」を生じさせるような「事情」¹²⁾と認定されたのであろうか。むしろ、被相続人としては、一般的な節税策として、このような取引を行ったにすぎないともいい得るのである。

〔第一の均衡問題〕



しかしながら、他方で次図のような不均衡は問題とならないのであろうか。

〔第二の均衡問題〕



本件最高裁判決は、その手法が一般的であるか否かというよりも、これを行った者と行わなかった者との間の均衡についてまで関心を持っているのである。つまり、そのような処理を行うことが節税策として多くの事例において行われたか否かという点よりも、より実質的に、かような手法を行った者と行わなかった者との間の公平性を捉えることが優先されるべきと考えているようである。

12) 本件最高裁判決では、本件東京地裁判決及び本件東京高裁判決で用いられた「特別の事情」ではなく、単に「事情」という語を使用しているが、この点について論じたものとして、酒井克彦「いわゆるタワマン評価事件に関する諸論点(上)(中)(下)―最高裁令和4年4月19日第三小法定判決―」税理66巻1号191頁、3号175頁、4号148頁(2023)参照。

第一の均衡問題が形式的租税平等主義の問題であり、第二の均衡問題が実質的租税平等主義の問題であると捉え直すことができるであろう¹³⁾。そして別の角度からみると、第一の均衡問題は租税行政の在り方に関心が寄せられているのに対して、第二の均衡問題は納税者の行為に関心が寄せられているという点に違いがあることにも注意が必要である。

（2）スコッチライト事件との比較

第一の均衡問題を論じたものと解される事例として、いわゆるスコッチライト事件が参考となる。同事件の大阪高裁昭和44年9月30日判決（高民22巻5号682頁）¹⁴⁾は、全国の税務官庁の大多数が、事実上、特定の期間、特定の課税物件について、法定の課税標準ないし税率よりも軽減された課税標準ないし税率で関税の賦課、徴収処分をしている場合には、かかる慣例に反してなされた関税の賦課、徴収処分は、たとえ実定法の正当な解釈適用によっても、租税平等主義に反し違法であるとした事例としてつとに有名である。すなわち、同高裁は、「憲法八四条は租税法律主義を規定し、租税法律主義の当然の帰結である課・徴税平等の原則は、憲法一四条の課・徴税の面における発現であると言うことができる。みぎ租税法律主義ないし課・徴税平等の原則に鑑みると、特定時期における特定種類の課税物件に対する税率は日本全国を通して均一であるべきであつて、同一の時期に同一種類の課税物件に対して賦課・徴収された租税の税率が処分庁によつて異なるときには、少なくともみぎ課・徴税処分のいずれか一方は誤つた税率による課・徴税をした違法な処分であると言うことができる。けだし、収税官庁は厳格に法規を執行する義務を負つていて、法律に別段の規定がある場合を除いて、法律の規定する課・徴税の要件が存在する場合には必ず法律の規定する課・徴税をすべき義務がある反面、法律の規定する課・徴税要件が存在しない場合には、その課・徴税処分をしてはならないのであるから、同一時期における同一種類の課税物件に対する二個以上の課・徴税処分の税率が互に異なるときは、みぎ二個以上の課・徴税処分が共に正当であることはあり得ないことであるからである。そしてみぎ課税物件に対する課・徴税処分に関うする全国の税務官庁の大多数が法律の誤解その他の理由によつて、事実上、特定の期間特定の課税物件について、法定の課税標準ないし税率よりも軽減された課税標準ないし税率で課・徴税処分をして、しかも、その後、法定の税率による税金とみぎのように軽減された税率による税金の差額を、実際に追徴したことがなく且つ追徴する見込みもない状況にあるときには、租税法律主義

13) 本件における形式的租税平等主義と実質的租税平等主義に焦点を当てたものとして、酒井克彦「相続財産の個別評価と租税平等主義（上）（中）（下-1）（下-2）（下-3・完）」税務事例54巻10号54頁，11号37頁，12号48頁（2022），同55巻1号66頁，2号42頁（2023）。

14) 判例評釈として、吉良実・シュト94号9頁（1970），宇賀克也・租税判例百選〔第6版〕21頁（2016），巽智彦・租税判例百選〔第7版〕21頁（2021）など参照。

ないし課・徴税平等の原則により、みぎ状態の継続した期間中は、法律の規定に反して多数の税務官庁が採用した軽減された課税標準ないし税率の方が、実定法上正当なものと考えられ、却つて法定の課税標準、税率に従つた課・徴税処分は、実定法に反する処分として、みぎ軽減された課税標準ないし税率を超過する部分については違法処分と解するのが相当である。したがつて、このような場合について、課税平等の原則は、みぎ法定の課税標準ないし税率による課・徴税処分を、でき得る限り、軽減された全国通用の課税標準および税率による課・徴税処分に一致するように訂正し、これによつて両者間の平等をもたらすように処置することを要請しているものと解しなければならない。」と説示している。

かように、スコッチライト事件大阪高裁判決は均衡問題としての租税平等主義にはいわば行政上の取扱いに公平な視角が求められるとするのである。本件最高裁判決が論じた形式的租税平等主義に対する関心と親和性があるといえよう。

もっとも、スコッチライト事件と本件が圧倒的に異なるのは、スコッチライト事件においては納税者側の節税行動のようなものが存在しないという点である。すなわち、スコッチライト事件では第二の均衡問題が生じる余地がそもそもなく、第一の均衡問題で完結した事例であったのである。

かような意味では、第一の均衡問題とそれを凌駕する第二の均衡問題を、形式的租税平等主義と実質的租税平等主義との相克として捉えることも可能であるが、より本質的には、租税行政に求められる租税平等主義と租税行政以前の段階で求められる租税平等主義との対立として捉えることも不可能ではあるまい。

(3) 制度濫用論との比較

また、異なる視角からみれば、第一の均衡問題は、ある納税者と他の納税者との間にある不均衡についてどのように調和を図るかという行政の在り方の問題であるのに対して、第二の均衡問題はより実質的に社会正義的な視角に立つ問題関心であるともいえよう。前者が他律的問題であるのに対して、後者は自律的問題であるといつても過言ではない。

すなわち、共同社会に内在するルールをいかに適用するかという点について、個々の納税者は主体的に租税制度の遵守を前提とした行動をとることが予定されているところ、場合によっては、かかる制度が本来予定する意味内容を超えた経済行動をとる者も出てくるであろう。我が国の相続税制度が申告納税制度に立脚していることからすれば、法が許容する範囲で所与とされている制度を利用するに当たって、当該制度の趣旨を逸脱する適用が許容されるか否かを考えた場合、納税者が自律的に制度の趣旨に応じた適用を行うことが申告納税制度の下では含意されているはずである。

そうであるものの、同制度の適用要件を形式的に充足するなどして、いわば制度を濫用する形で法の趣旨に反して適用する者も登場し得る。そもそも、法の適用においてかよう

な濫用的行為が許容されているか否かについては、個々の法適用上の問題が所在するところではあるが、これを認めるべきではないとする考え方もあろう。かように適用要件を形式的に充足することによって租税負担を回避しようとしたり、あるいは還付金を得たりするという手法がないことはない。例えば、法人税法 69 条《外国税額の控除》1 項の適用が争われたいわゆるそな銀行事件¹⁵⁾では、そのような点が論じられた¹⁶⁾。

すなわち、同事件の最高裁平成 17 年 12 月 19 日第二小法廷判決（民集 59 卷 10 号 2964 頁）¹⁷⁾は、「本件取引は、全体としてみれば、本来は外国法人が負担すべき外国法人税について我が国の銀行である被上告人が対価を得て引き受け、その負担を自己の外国税額控除の余裕枠を利用して国内で納付すべき法人税額を減らすことによって免れ、最終的に利益を得ようとするものであるということが出来る。これは、我が国の外国税額控除制度をその本来の趣旨目的から著しく逸脱する態様で利用して納税を免れ、我が国において納付されるべき法人税額を減少させた上、この免れた税額を原資とする利益を取引関係者が享受するために、取引自体によっては外国法人税を負担すれば損失が生ずるだけであるという本件取引をあえて行うというものであって、我が国においては我が国の納税者の負担の下に取引関係者の利益を図るものというほかない。そうすると、本件取引に基づいて生じた所得に対する外国法人税を法人税法 69 条の定める外国税額控除の対象とすることは、外国税額控除制度を濫用するものであり、さらには、税負担の公平を著しく害するものとして許されないというべきである。」と判示したのである。これは、制度の濫用を許容しな

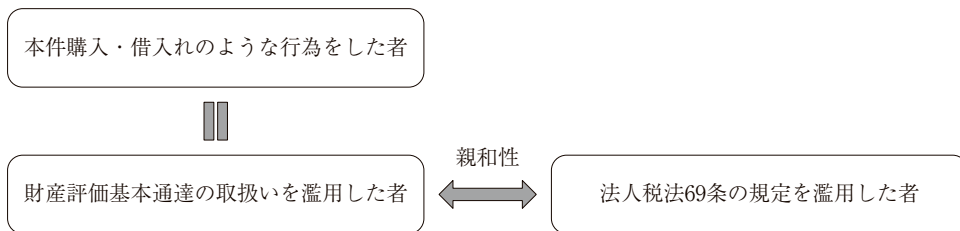
15) 同事件において最高裁は、外国税額控除制度の根底には、あくまでも内国法人の海外における事業活動を阻害しないという政策があるのであるなら、およそ正当な事業目的がなく、税額控除の利用のみを目的とするような取引により外国法人税を納付することとなるような場合には、納付自体が真正なものであったとしても、法人税法 69 条を適用しないとの解釈が許容される余地があるとした。

16) 同事件では、政策目的の規定につき制度の目的を逸脱した適用が許されると解すべきか否か、すなわち限定解釈がなされるべきか否かという点も大きな論点の一つであった。同最高裁は、「法人税法 69 条の定める外国税額控除の制度は、内国法人が外国法人税を納付することとなる場合に、一定の限度で、その外国法人税の額を我が国の法人税の額から控除するという制度である。これは、同一の所得に対する国際的二重課税を排斥し、かつ、事業活動に対する税制の中立性を確保しようとする政策目的に基づく制度である。」としており、法人税法 69 条を政策目的の規定であると位置付けている。

17) 判例評釈として、杉原則彦・曹時 58 卷 6 号 177 頁（2006）、吉村政穂・判評 572 号 184 頁（2006）、岡村忠生・租税判例百選〔第 7 版〕40 頁（2021）、谷口勢津夫・民商 135 卷 6 号 163 頁（2007）、田中健治・平成 18 年度主要民事判例解説〔判夕臨増〕256 頁、木村弘之亮・税法 569 号 43 頁（2013）、矢内一好・税弘 54 卷 4 号 153 頁（2006）、今村隆・税理 49 卷 7 号 2 頁（2006）、駒宮史博・税研 148 号 126 頁（2009）、酒井克彦・会社法務 A2Z 99 号 58 頁（2015）など参照。

いとする最高裁の態度の表れであるとみることができる。

かような事例における最高裁の判断に関心を寄せ、本件と比較して考えてみると、若干の親和性を検出することができるかもしれない。すなわち、本件購入・借入れのような行為を行った者を、いわば、財産評価基本通達の取扱いを濫用した者と代置することが可能であるとすると、そこに親和性を見出すことができるように思われるのである。



もともと、前述のとおり、財産評価基本通達はいくまでも通達であって、行政上の上意下達の命令手段たる行政命令にすぎないから、制度濫用論をそのままダイレクトに持ち込むことには無理があるというべきであろう。そうであるとすると、本件最高裁判決は、上記のような法人税法 69 条の濫用論が論じられたりそな銀行事件最高裁判決とは明らかに法的性質を異にするものと整理されるべきことになる。

(4) 「公知の事実」という連結装置

そこで、本件最高裁判決が財産評価基本通達をいかなるものと評価しているかという点に関心がシフトする。

本件最高裁は、「評価通達は、上記の意味における時価の評価方法を定めたものであるが、上級行政機関が下級行政機関の職務権限の行使を指揮するために発した通達にすぎず、これが国民に対し直接の法的効力を有するというべき根拠は見当たらない。」として、財産評価基本通達は単なる通達であり何ら国民を拘束するものではないという当然の理解を示している。しかし、その上で、「評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実である〔下線筆者〕」とも論じているのである。

ここに「公知の事実」とは、通常の知識経験を持つ社会の一般人がその存在につき少しも疑いを挟まない程度に知れわたっている具体的事実をいうと理解されている¹⁸⁾。例えば、歴史上の事件や災害など社会の耳目を集めた出来事などがこれに当たる。そして、公知の事実は不要証事実とされている。これが不要証事実とされるのは、これらの事実につ

18) 高橋和之ほか『法律学小辞典〔第5版〕』384頁（有斐閣2016）。

いては、証拠による認定を経なくても真実であるとの客観的な保証があるとみることができからである¹⁹⁾。

本件最高裁判決は、財産評価基本通達について、行政当局が同通達に基づく画一的な処理を行うことについて疑いを差し挟まない程度に知れわたった事実であるとした上で、かような通達に基づく処理が合理的な理由がない限り否認されるべきではないという態度を示しているのである。そうであるとすると、財産評価基本通達は本来の意味における「法」でもなければ、それが示達する評価手法が本来の意味における「制度」でもないことを前提としながらも、その実質的な側面に目を向けると、同通達が示達する評価手法はおよそ社会一般に認知された行政手法であって、納税者がそれを当然の取扱いとして理解するものであるというのである。その限りにおいては、「法」そのものではないものの「法的なもの」であり、「制度」そのものではないものの「制度的なもの」であると再整理がなされているといい得るのである。

本件最高裁判決のかような理解を前提とすると、法制度の濫用という意味付けを財産評価基本通達の濫用事例において見出すこともできなくはないように思われる。いわば、同通達に付着する「公知の事実」を連結装置として、法的なものの濫用ないし制度的なものの濫用という議論の余地を看取することができそうである。

ここまで考えると、本件最高裁判決がいうところの「事情」なるものが、本件購入・借入れという行為のみならず、かかる行為を使って制度的なものを濫用したというところまで包摂した意味での「事情」が認定された事例ではないかと思われるのである。

結びに代えて

本件最高裁判決が「公知の事実」というとおり、財産評価基本通達は相続財産の価額の一般的な評価方法を定めたものであり、課税庁はこれに従って画一的に評価を行っている。また、中央省庁等改革基本法 20 条《財務省の編成方針》5 号が、「徴税における中立性及び公正性の確保を図るため、税制の簡素化を進め、通達への依存を縮減するとともに、必要な通達は国民に分かりやすい形で公表すること。」と規定するとおり、現在の通達は国民につまびらかにされていることから、多くの納税者がこれを実務や経済取引を行う際に参考としている。

通達が、そのような意味で極めて強い外部効果を有していることは認められるところで

19) もっとも、当事者は、顕著な事実に見える事実が真実に反すると思うときは、この事実につき反証を挙げて覆すことは許される（高橋ほか・前掲注 18, 484 頁）。酒井克彦『クローズアップ課税要件事実論〔第 5 版〕』23 頁（財経詳報社 2021）も参照。

あるものの、憲法の要請する租税法律主義が毀損されてよいはずがない。納税義務の定立はあくまでも立法機関を経由したところの、国民が自己同意した法律に従ってのみなされ得るものであって、行政機関における部内ルール（部内の命令）たる通達によってこれがなされることは許容され得ないのである。

もちろん、本件のような不動産の評価を巡っての法律上の指針がないことからすれば、基本的には客観的交換価値を表しているであろうと推定される財産評価基本通達に従った処理が妥当することになろう。そのような意味において、通達がいわば「制度」であるかのような外部効果を有しているという事実があることは実際問題として是認せざるを得ないが、その取扱いを奇貨として、租税負担の不当な軽減を図ろうとするいわば「制度」の濫用が許容されていいはずはないと考える。

結論において本件東京高裁判決と同様に納税者の主張を排斥し、結果的には財産評価基本通達によらない個別の鑑定意見評価によることとしたのにもかかわらず、本件最高裁判決があえて口頭弁論を再開し、自判した理由はここにあったのではないかと思えてならない。